

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月2日

北本市長 現王園 孝 昭

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

### 1 相 手 方

### 2 事故の概要

平成29年12月9日（土）午前7時20分頃、北本市本宿4丁目103番1先において、相手方が自動車で市道2036号線より市道2056号線へ右折で進入したところ、市の道路側溝より外れた側溝蓋のセーフティキャップを当該自動車で踏み、右前輪を損傷したもの

### 3 損害賠償の額 5,540円

平成29年12月27日

北本市長 現王園 孝 昭